

経営事項審査制度の改正 ① 財務諸表及び会計処理の変更点

はじめに

先月まで、平成 19 年 6 月に公表された「経営事項審査の改正について」をもとに、経営事項審査改正の動向について解説してまいりましたが、平成 20 年 1 月 31 日付で建設業法施行規則および関連の告示、通知等の改正が明らかになりました。この改正は、平成 20 年 4 月 1 日以降実施される経営事項審査から適用されます。

これらの改正に係る関連資料は、国土交通省のホームページの、

http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010131_.html

からダウンロードすることが可能ですので、各自ご確認いただければと思います。

全般的には、先月まで本稿で解説してまいりました内容に大きな変更はありませんが、改正案では明確でなかった点が、今回明確になっています。今月から数回にわたり、この点について解説してまいります。第 1 回目の今回は、改正案では言及されていなかった、財務諸表及び会計処理の改正点について解説してまいります。関連資料は、建設業法施行規則別記様式十五、十六及び国土交通大臣の定める「勘定科目分類」です。いずれも上記アドレスから入手できます。

1. 手形割引料の会計処理、表示

従来、受取手形を銀行等で割引いた場合の手形割引料は、損益計算書上支払利息に含めて表示することとされていました。また、支払割引料のうち決算日後、手形の満期日までの期間にかかる部分の金額については、未経過割引料として、貸借対照表上、前払費用に計上する必要がありました。

今回の改正により手形の割引は、「手形の売却」とあると認識し、従来の支払割引料は、「手形売却損」として、支払利息ではなく営業外費用の「その他」に含めるか、手形売却損として区分掲記することになりました。また、売却損であるため、前払費用の計上はなくなります。

この改正は、手形割引に対する認識を金融商品会計基準の考え方に合わせたものと言えます。

2. 繰延資産の会計処理、表示

平成 18 年 8 月に企業会計基準委員会から、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第 19 号)が公表されました。繰延資産に関する今回の改正は、主としてこれに従った改正です。

なお、これら企業会計基準委員会から公表されている会計基準や実務対応報告などについては、財務会計基準機構から直接入手するか(公表後 2 ヶ月以降は有料)、「監査小六法」などの法規集で確認してください。具体的な改正内容は以下のとおりです。

① 株式交付費

従来の新株発行費に代わり、株式交付費を計上することとなりました。両者の主な違いは以下のとおりです。ア) 株式交付費には、自己株式の処分費用を含むこと イ) 企業規模拡大のための資金調達等に係る株式交付費に限ること

② 社債発行差金

従来、社債の券面額と実際発行額との差額は、社債発行差金として繰延資産に計上し、社債の満期日までの期間にわたり、社債発行差金償却として償却を行うこととなっていました。金融商品会計基準の改正に伴ない、当該差額は、社債の券面額から直接控除するとともに、社債の満期日までの期間にわたり、社債利息に含めて償却することとなりました。このため、社債発行差金は繰延資産から削除されるとともに、営業外費用の社債発行差金償却も削除されました。

③ 繰延資産の償却方法

繰延資産の償却方法については、従来は旧商法の規定に従い、社債発行差金を除き 3 年(5 年)以内に均等額以上を償却することとされていたため、一般的には年単位で 3 分割(5 分割)して償却費を計上していましたが、会社法ではこの規定がなくなったため、株式交付費、社債発行費は 3 年以内、その他(創立費、開業費、開発費)は 5 年以内の効果の及ぶ期間にわたり、定額法により償却することとなりました。

3. 注記表

会計監査人設置会社に限り、研究開発費の額を注記することとなりました。これは、経営事項審査上、研究開発費の額が社会性評価(W)の加点要素となるためです。

4. 適用時期

今回の財務諸表様式の改正は、平成 18 年 9 月 1 日以降終了する事業年度から適用されます。なお、平成 20 年 3 月 31 日までに決算期の到来する事業年度については、なお、従前の例によることができます。

(取締役 公認会計士・税理士 矢島和彦)